

「長野県盛土等による土砂災害の防止に関する条例（仮称）」骨子（案）への意見

(項目) 条例の目的

○地中深くにトンネルを掘る場合、多量の残土が発生する。地表に住む人間にとって、マントルに含まれる種々の物質が含まれる地中の岩石を砕いて地上に出す行為がもたらす、人間の生活環境に対する、物理的な危険性と化学的な危険性について言及すべきでないのか。

○特に谷埋め盛り土については、本来自然の摂理に反する行為であること、従って最悪の事態を考えた上でなされるべきで、谷筋が多い長野県としては、谷埋め盛土に関しては極力させない方向で条例を考えるべきだと思うが、そういう意思が感じられない。

(項目)1 盛り土を行う者、土地所有者、県等の責務

○今後、造成される盛り土の崩壊による災害の責任は土地の所有者にあると明記すべき。

○リニア新幹線で残土の処分先について行われた方式は、JR 東海が長野県に残土の活用先、処分先の候補地の情報提供を求め、県は沿線市町村や建設事務所に情報提供を求めた。市町村の対応は必ずしも同じではなかった。南木曾町は急峻な地形が多く土砂災害の危険もあり町内に適地はないと回答していたはずだ。飯田市は地域の自治会(まちづくり委員会)に情報提供を求めた。3月17日の『信濃毎日新聞』(「土の声」25回)によれば、下久堅小林の残土置場については、地権者の農地の改良のためという考えで情報提供がなされたが、下流直下の数戸の住民は危険性を感じながら反論を述べる機会がないまま話が進んでしまった。一方、飯田市龍江では、番入寺西の候補地について、造成目的は異なるが情報提供はほぼ同様に行われた。危険を心配する下流域の集落の住民の中から反対の声が上がり、飯田市に対して候補の取下げの要請書が出された。しかし、飯田市は地域からあがったことなのだから地域内で解決するよう回答している。このようなことが起こった原因は、長野県の市町村に対する情報提供を求めるやり方に問題があったと思う。市町村の担当者の頭に浮かぶものをあげてくれれば良いとか、地権者の承諾を得る必要はないなど、県には防災に責任があるにもかかわらず、無責任なやり方だった。鉄道事業の場合は、事業者が、自ら残土処分地を決めれば、地権者が反対であろうと土地収用の対象になるのだから、認可後に処分先を探すなどは、もってのほかの行為だと言える。建設工事認可前の環境大臣意見は残土の処分が未定である点について厳しく指摘した。JR 東海から依頼を受けた時、長野県の実取るべき態度は南木曾町と同様であって良かったはずだ。新たな条例を作るまえに、リニア関連の谷埋め盛土の失敗について、検討すべきでないのかと思う。つまり、県がこのような照会に対してどのように対応するかを明確にすべきだと思う。全幹法の沿線自治体の努力目標などは県民の安全に優先させるべきでない。

(項目)2 盛り土等を行う行為の許可等

○「法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可、許可その他の処分による土砂等の盛り土」が県の許可がいらない場合になっている。これでは、最初から抜け道を確保しているようなものだ。純粋に物理的なものと化学的なもの(汚染物質の問題)に限って一律に規制できるものを目指すべきだと思う。

○(3)の「申請者は、申請に先立って…住民からの意見への対応に努める」は、周辺地域の住民に限る

ことなく広く意見を募るべきだ。

○公聴会を開くべき。

(項目)3 盛土等の構造、安全性の確認等

○特に谷埋め盛り土については、標高差 15m という基準しかないのであって、超える場合は安定計算を提出させるという現在の内容では非常に心細い。しかもリニアの谷埋め残土処分の場合は盛り土の設計は道路工事に関連する指針をもとに行われている。リニアの残土が置かれる豊丘村本山では環境調査への助言ではあるけれど、三次元解析で安定計算をするよう県が助言したが JR 東海は 2 次元解析で十分としている。このようなやり取りが容認されるようなことのないよう、やはり、盛土の基準、安定計算の方法の指定などもきちんと具体的になされるべきではないかと思う。

○工業団地造成のような平坦部の嵩上げ造成も対象にすべきと思う。残土を活用するとはいっても、処分先に違いはなく、この場合は、重金属類による将来の公害の発生について考慮すべきだと思う。最近岐阜県でおきた例では、出荷時のサンプリング検査で基準値超えとされなかったのに、処分場を岐阜県が検査した結果基準値超えの残土が発見された。処分場、活用先に関わらず出荷時の(採取地で)検査だけでなく盛り土や造成を行う場所での県による検査が必要。サンプリング検査だけでなく、流出する水により生物を飼育して常に検査する方法も取り入れるべき。また地震のときの液状化なども視野に入れるべき。

○土砂の採取場所、使用した土砂の「種類」や量についてのデータを県は公開すべき。

○盛り土の上流、下流に、盛り土の安全や崩壊時の二次的な災害を防ぐための設備や施設が必要なものは許可すべきでない。

○谷埋め盛土は原則として禁止とする、または、谷埋め盛土の場合、下流に人家、集落、鉄道、道路、河川がある場合許可すべきでない。

<○申請者は計画地の災害履歴や、断層の有無など地質条件について報告をすること。または、許可後であっても災害の危険のある条件が判明した時点で許可を取り消す。

○既存の盛り土、工事中の盛土についても、改善、改修を指示できること。

以上